

ルターの宗教改革 500 周年 サテナニライワオウカ

日本福音主義神学会東部部会 2017 年春期研究会

2017 年 6 月 12 日 正木牧人

序: 宗教改革 500 周年の意義を問う

マルティン・ルターの宗教改革から 500 年を数えるという。1517 年 10 月 31 日にウittenベルクの城教会の扉に「95 箇条の提題」を釘で打ち付けて張り出したことは西洋史の教科書でも習う。ほんとうに張り出したのか、それとも郵送されたことの誇張ではないのか、などと歴史家は議論するが、こんな表現を耳にしたことがある。"It is said that the 95 Thesis on the door of the Castle Church in Wittenberg was the beginning of the reformation. Yet, we do not know for sure whether Martin Luther nailed it or mailed it. But we do know for sure that he posted it."

どちらにしても本年 10 月 31 日をもって 500 周年となる。全世界でルターをはじめとする宗教改革者や彼らの与えた影響をおぼえる様々な記念行事が催され、書籍が出版され、記念グッズが世に出ている。

本年、2017 年は宗教改革 500 周年の年である。摂理的に本年ちょうど創立 60 年を迎えている神戸ルーテル神学校では、一連の記念行事の中で「宗教改革の源流が持つ活力とその現代における展開」を内外の講師を招くなどして共に考えている。2016 年春にキックオフキャンペーンと称して今日における「ルターの小教理問答」の意義を問う連続講演をし、秋に 30 余名と共にルターの歩みをたどるドイツツアーをし、秋に青年によるルター時代の再現礼拝をし、2017 年にはいり春にルーテルゴールドンシンポジウムでルターの創造論、救済論、聖霊論の日本における今日的意義を考えた。この秋、宗教改革主日の午後にはルターのカラールを中心に篤志聖歌隊員を募っての祝祭礼拝やフォーラムを催し、2018 年には「ルターの大教理問答」の新訳出版や記念誌出版を予定している。

この年の秋には日本福音主義神学会は 3 年に一度の全国研究会議で宗教改革の今日的意義を問うことになっており、すでに注目を集めている。

しかし、なぜ私たちは宗教改革を祝うのか。またどのように祝うべきなのか。プロテスタント教会が、また福音主義諸教会が祝う意味はどこにあるのか。この「宗教改革をどう祝うのか」という根源をもってこの研究会議を開くことの意義は大き

エキュメニカルな流れの教会では 500 周年で分断された諸教会が和解に向け、共生による年と意味づけている。たとえば、昨年の日神学会東部部会講演者であり、個人的にも尊浩氏は、ルター研究所の所長として「ルター

号: 宗教改革 500 周年とわたしたち 1」の序文で宗教改革 500 周年の意義を次のように述べている。



か。東部部的な問いを

を宗教改革に向けて歩み本福音主義敬する鈴木研究別冊一

2017 年は宗教改革 500 周年記念の年にあたる。マルティン・ルターが 1517 年 10 月 31 日にウittenベルクの「城教会」の扉にいわゆる『95 箇条の提題』(正式には『贖宥の効力を明らかにするための討論』)と呼ばれる 1 枚のビラを貼り出したことが、宗教改革の発端となったと言われてき

たからである。それ以来、1517年は西方教会が、ローマ・カトリック教会とプロテスタント諸教会に分裂した年として記憶されてきた。10月31日はプロテスタント教会にとっては「宗教改革記念日」と呼ばれて、様々な形でルターの『95箇条の提題』の歴史的意義が想起されてきた。他方、ローマ・カトリック教会にとっては、1517年は「異端者」のルターが引き起こした赦されざる教会分裂が始まった年であった。それから500年、「エキュメニズムの時代」が始まってから100年、記念すべきバチカン公会議から50年、ルター派教会もローマ・カトリック教会も、ルターと宗教改革を客観的に見る事ができる時間的距離と心理的距離を与えられるようになった。

46年前からは、バチカンとルーテル世界連盟(Lutheran World Federation)は神学対話の委員会(Lutheran and Roman Catholic Commission on Unity、教会一致に関するルーテル＝ローマ・カトリック委員会)を継続して開いてきた。この委員会が生み出した最近の成果が、『義認の教理に関する共同宣言』(1999年、日本語による共同訳、2004年)である。この委員会はその後、「宗教改革500周年をどう記念するか」という問題に取り組み、その結果、500周年を両教会合同で記念するという結論に至った。そして500周年に先立って、宗教改革を共同で記念する意義と根拠、更に両協会が今後担うべき責務をまとめた文書『対決から交わりへ』(From Conflict to Communion)が2013年6月17日発表された。¹

このように、エキュメニカルな立場からは、500周年を勝利主義的ではなく平和の内に祝うことに意義を見出してきたようだ。キリスト教の信仰一致運動にとってこれまでのルーテル教会とローマ・カトリック教会の間に見られた対決構造がおおきく様変わりしてむしろ積極的に交わりを求める姿勢への変更を促してきたことが報告されている。

では、これまでのルーテル教会とローマ・カトリック教会はどのような歴史を辿ったのであろうか。ルターは1517年10月31日にいわゆる「95箇条の提題」をもって宗教改革をはじめたとされている。これに対し、1520年7月24日にローマのサンピエトロ大聖堂の扉に41の誤謬を指摘した教皇レオ10世の勅書「エクスルジェ・ドミネ」が張り出された。ルターは1520年12月10日に勅書、教会法典、アンゲルス・デ・クラヴィジジオの「良心事例に関する大全」とヨハン・エックの著書を焼き、「なぜ教皇とその弟子たちの文書がマルティン・ルター博士によって焼かれたか」を著した。教皇は1521年1月3日の「デチェット・ロマーヌム・ポンティフィチェム」でもさらにルターと加担者を異端者として断罪し、破門した。1529年シュパイエル帝国議会でルターと同調者らが「プロテスタント」と自称し、促されて「アウグスブルク信仰告白」をもって信仰箇条の明文化がなされた。トリエント公会議では1546年4月8日に「聖書正典と使徒継承に関する教令」でルターの聖書のみを原理が使徒的伝統を斥けていると指摘され、同6月17日に「原罪に関する教令」でコンクピシェンチア(欲望)がルターによって罪そのものと見做されたことが非難された。1547年1月13日に「義認に関する教令」が議決され、ルターの個人的信仰の強調を非難して、義認は秘跡的、教会的なものであるとした。同3月3日「秘跡に関する教令」で救いのために教会の秘跡が不可欠であることが強調された。

さて、近代社会の勃興の時期にはローマ・カトリック教会は宗教改革にみる聖書の個人的解釈が人々を宗教的無関心に導いた結果、正統な権威を認めない態度が広がって社会的混乱を引き起こされたとして非難した。確かに近代化や世俗化が進み、フランス革命などに見る反宗教的、反教会聖職者主義がみられた。ローマ・カトリック教会は、人びとに教会への忠実性が救いの確かさを保証すると主張した

¹ 鈴木浩、『まえがき』、「ルター研究別冊1号宗教改革500周年とわたしたち1」、ルター研究所、リトン、2013年、p5-p6.

がら、自分の過ちによらず教会の外にとどまっているプロテスタント教会の人々に対して見えるキリストの神秘体であるカトリック教会に戻るようにと要望した。

第2次大戦のあと、風向きがすこし変化する。第IIバチカン公会議で「ルーメン・ジェンティウム」という教会憲章が出され、ローマ・カトリック教会以外にも聖化と真理の存在があることを認められた。「ユニターティス・レインテグラチオ」というエキュメニズム教令では、他教会が真理解釈に違いがあっても聖書を愛し、聖霊に祈り、キリストの死と復活を観想していることを指摘、公会議後に具体的な対話のためのキリスト教一致推進評議会が設立された。

1980年に教皇はドイツを訪問し、ルーテル教会の信条である「アウグスブルク信仰告白」は根本的真理について十分な一致を見ていることを示唆した。1983年には、両教会がひとつになった共同体の到来への願いを表明し、1995年の「ウト・ウヌム・シント」というエキュメニズムに関する回勅では、カトリック教会と宗教改革による諸教会の基礎が同じであるため対話が続けるようにと強調している。これまでの亀裂の深さはたやすい一致回復の楽観的予想をくじくものではあるが、それでも今後は1999年に両教会によって調印された「義認の教理に関する共同宣言」を出発点として具体的で地道な対話が期待されている。

はたして融和ムードの500周年のお祝いで見逃していることはないのだろうか。時間がたって、世界がかわって、宗教改革の引き起こした分断を残念に思う修正運動に終始してよいのだろうか。マルティン・ルターは1521年のウォルムスの国会で自説を撤回し自分の著書を否定するように命じられたとき、即答できず一日の猶予をもらったという。その夜の悩みは、はたして宗教改革的な福音の再発見は世界と教会のすべての人を敵に回すほどの真実性のあるものか、自分は神のみ旨を誤解しているのではないのか、というものであった。分断してしまいかねない主張、自分の命を危険にささす主張、いや、神のみ旨にさからった主張をしているのではないかと自問したのであった。しかし、翌日さっぱりした顔で前日より多くの聴衆の集まっていた議会会場に出廷し、「我ここに立つ」と言って論敵の要求に応じなかったと言われている。「わたしの良心は神の言葉に縛られている」ということで、聖書のみ言葉をもって反論されないなら自説を撤回することはないと告白した。この告白をひとりの頑固な修道士のものとしてよいのだろうか。聖書を土台になされてきた宗教改革当時の対話の在り方を少しく振り返りつつ、福音のひとつの理解の仕方という些細に見えることに大きな意義をみた宗教改革の精神に再び着目することを通して、今日の教会と宣教の在り方を考えてみたい。

「義認の教理に関する共同宣言(1999年)」とは

「義認の教理に関する共同宣言」は、1999年10月31日にアウグスブルクにおいて調印された5年後、2004年に共同で訳され教文館から出版されている。²

ここで推薦の辞を述べる日本カトリック司教協議会会長の野村純一氏は、本書の意義を検討して、同じひとつの概念に神学的に様々な理解の可能性があつて、それは互いに補いあう豊かさの表れであることをわきまえる視点に成長することができたと受け止めている。すなわち、ローマ・カトリック教会とルーテ

² ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟 ルーテル/ローマカトリック共同委員会訳「義認の教理に関する共同宣言」教文館、2004年

ル教会が、「義認」という一つ概念について、互いを拒否し排除するところから、互いの伝統に培われた関心を保持しつつ同時に共通の理解を一緒に表明するところまで到達することができたことに喜びを表している。この共同宣言を機に、両教会のさらなる対話が継続されて、未解決な問題も解明し、同志としてのよい協力のうちに日本の福音化の前進に共に取り組むことができるようにとの祈りをもって結んでいる。

また、日本福音ルーテル教会の総会議長山之内正俊氏は、同じ推薦の辞の中で、エペソ 2 章 16 節を引用しつつ、宗教改革によって袂を分かったふたつの教会が、「義認の教理に関する共同宣言」の調印によって西暦 2000 年の区切りを契機に和解に向かったの歴史的に大きな第一歩を踏み出したので、今後は様々な課題をも対話を通して乗り越えて、全世界に向けて和解と一致の一里塚となっていけるという大きな希望を持っていると述べている。

教皇庁キリスト教一致推進評議会議長の枢機卿ヴァルタ・カスパー氏は、世俗化が進み、多くの衝突や争いでいのちの意味が見失われていく現代社会においてキリスト者は平和と和解を証していかなければならないが、この「共同宣言」によって 16 世紀にローマ・カトリック教会とルーテル教会が互いに向け合った断罪が適用されないものとなったことを喜ぶ。

ルーテル世界連盟議長の総裁監督マーク・ハンセン氏は、この「共同宣言」の署名は不可能と思われていた宗教改革の神学的課題に完全ではないにしても一定の共通理解に達することができたエキュメニカルな一大突破の出来事であり、和解と一致を贈り物として与えて下さる方である神に、真理の息吹を吹き込んでください、と祈ることの重要性をかみしめながらも、キリスト教会の一致を希求する者にも大きな希望となったことを喜ぶ。

分裂を癒す努力

16 世紀の宗教改革は、西方教会に分裂をもたらした。その中心には神学的な福音理解があった。恵みによる、キリストゆえの、信仰を通して受け取る罪びと赦しの理解を、「アウグスブルク信仰告白(1530 年)」とトリエント公会議教令で互いに断罪し合い、対立が固定化され、相互に無関心にさえなった。

世界宣教が広がり、伝道地での対立を解消するため 1910 年のエディンバラ国際宣教会議で「信仰と職制委員会」の設置が提唱され 1927 年にローザンヌで実現した。1925 年には「生活と実践委員会」がストックホルムで開かれ、二つの委員会の会議はそれぞれ世界大戦を縫って繰り返されたあと 1948 年にアムステルダムで「世界教会協議会」の結成に至り、更に 1960 年に国際宣教会議が加わり、また正教会の加盟を見た。ローマ・カトリック教会は 1962-65 年の第 2 ヴァチカン公会議でエキュメニズムに関する教令を出し、祈り、聖書翻訳、神学的対話によるエキュメニカル運動への積極的参加を表明した。

これを受けてルーテル教会とローマ・カトリック教会の神学的対話は 1965 年にアメリカで始まり 1983 年には「信仰による義認」を発表している。日本では 1984 年から始まっている。国際レベルの神学的対話は 1967 年から始められ、第 1 期の成果は「マルタ報告書」と呼ばれる「福音と教会(1972 年)」を発表し、第 2 期は 1973 年から 1984 年までユーカリストと教会の職制をテーマに開かれ、第 3 期は 1984 年から 1993 年まで義認論を集中して取り上げ「教会と義認(1994 年)」を発表し、第 4 期は教会の使徒性を取り上げた。これらの 30 年以上の対話の中ではじめて両教会の公式レベルの署名を得て発表された「義認の教理に関する共同宣言」は完全な同意、一致の文書というのではなく、聖書と教理の微妙な理解の違いを明

示しつつ今後の対話の基礎となる確認事項を互いに認めた文書であり、これによって 16 世紀の相互断罪をやめることの宣言となっている。

「義認の教理に関する共同宣言(1999 年)」の内容の概観

「共同宣言」のポイントは、これまで両教会が持ってきた確信や断罪を軽視するのではなく、歴史の中で新しい洞察に到達し、これまで分裂をもたらしてきた問題を再検討した結果から来る義認の基本的諸真理に関する合意を示し、また依然として残る相違点も教理上の断罪の機会をつくらないことを表明するところにある。

「義認の教理に関する共同宣言」の構造と内容

では、構造と内容を概観してみよう。序(1-7 項)で義認の教理に関する共同宣言の意義と目的が語られ、

1. 聖書における義認のメッセージ(8-12 項)では旧約聖書、新約聖書、パウロ、義とされること、義とされた者の信仰による歩みをふりかえる。2. エキュメニカルな問題としての義認の教理(13 項)では 16 世紀の双方の断罪が妥当しないことがのべられる。

3. 義認に関する共通理解(14-18 項)として以下の 4 点が述べられる。

①義認は三位一体の神の働きで、父が御子を罪人の救いのため世に送り、キリストの受肉と死と復活が義認の根拠また前提である。キリストご自身が我々の義であり、御父の意志に従って聖霊を通してそれにあずかる。我々の功績によらず恵みによってのみ、キリストの救いのみわざへの信仰において、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊が我々の心を新たにし、よい行いへと力を与え召しだす。

②すべての人がキリストにおける救いへと神に召しだされている。キリストを通してのみ義とされる。聖霊を通して与えられる神の賜物である信仰においてこの救いを受ける。聖霊は信者の共同体の中でみ言葉と sacrament を通して働き、信じる者を永遠のいのちの中で神が完成してくださる刷新へと導く。

③義認の使信は、キリストにおける神の救いの御技に我々を方向転換させることである。その使信は罪びとに新しいいのちが与えられるのは罪を赦し罪びとを新たにする神のあわれみのゆえであると告げる。神の憐れみを賜物として与えられ、我々は信仰においてそれを受け取る。これはどんな形においても自力で獲得されない。

④それゆえ、義認の教理はキリスト教教理の一部分以上であり、内的関連する信仰の諸真理全てと本質的關係のうちに存在する。教会の教えと実践をキリストに向けるひとつの不可欠な基準である。キリストは聖霊において神がご自分を与え、また新たにされる賜物を注がれる唯一の仲保者として、すべてにまさって信頼されるべきお方である。

そして、4. 義認に関する共通理解の解明(19-39 項)が続く。これは 7 点からなる。

①義認の視点から見た人間の無力さと罪(19-21 項) : 義とされた者は義認の準備や受容に協力できるのか。

人は罪人として神のさばきのもとに立っている。義認は神の恵みによってのみもたらされる。

カトリックは、義認への準備と受容として神の義認のわざに人が同意することを「神との協働」と言うが、これは同意そのものが人の能力による行為ではなく恵みの働きとみでの表現である。

ルーテルは、人が恵みの働きを拒絶しうることを否定せず、また神の言葉によって信仰がひきおこされる
とき完全な人格的参与があることを否定しない。義認は恵みの働きであるがそれを受け取る信仰にはそ
れがみ言葉によって引き起こされるものではあってもそこに人格的参与がある。

罪の内にある者の信仰は義認のためのわざであるのか。、信仰における人格的参与が問われている。ト
リエント公会議第 4, 5, 6 の諸条は、ルーテルが義認においてキリストの効力のみによって神のみが働く
のであって、恵みを自由に受け取る人間の行為が義認に本質的な役割を持たないというほどに強調す
ると、それを排斥する。ルーテルは義認は神の恵みの自由な贈り物であって罪の内にある者は義認を
獲得するために何もできないし、痛悔、恵みを求める祈り、赦しへの願望など義認の始まりすらも神が
我々の内に働く神の賜物としての働きであるとする。そこには義認における神の恵みのみへの注目、そ
れにあずかる人間の受動性と、義認における人の神との協働の明確な否定がある。しかしそこに人間の
人格的参与がない、と言っているのではない。

②罪の赦しと義とすることとしての義認(22-24 項):義認は罪の赦しか内的再生か

神は恵みによって人の罪を赦し、そのいのちにおいて罪の奴隷とする力から解放し、キリストにある新
しいいのちの賜物を与える。信仰においてキリストにあずかるとき、神は罪を彼らに帰さず、聖霊を通し
て積極的な愛を内に引き起こされる。信仰によってその人格において我々の義であるキリストとひととさ
れているからである。罪の赦しと神ご自身の救いをもたらす現臨のふたつが密接に関連している。

ルーテルは、キリストの義は我々の義であると強調するが、それは赦しの宣言を通して罪びとにキリスト
において神の前に義が与えられることとキリストとの一致においてのみ人のいのちが新しくされることを
主張しているのであって、キリスト者のいのちが新たにされることを否定しているのではなく、義認が人間
の内に働く恵みの結果に依存するのではないことを表明しているのである。

カトリックは神の赦しの恵みは常に聖霊における行為的な愛に具体化される新しいいのちの賜物をもた
らすとするが、義認における恵みの賜物を協働に依存していることを言っていない。

義認と協働する新しいいのちが問われている。義認は、義の宣告であるが、法的虚構としてとどまらず
義と宣告された人を義とする。ルーテルはカトリックの主張する神の愛の創造的刷新的性質を軽視して
義認をただ赦すのみとは解するのではなく、キリストのわざは言われたことを実現するのであるから「罪
の赦しのあるところのいのちがある」のであって神のめぐみという神の恩顧は完全に実効力を持つ力
であるとする。カトリックはルーテルが指摘するように恵みを物的な、神贈与された人間の所有物とは主
張して恵みの人格的、ことばによる性格を軽視するということはない。

③信仰により、恵みゆえの義認(25-27 項):義認は信仰のみによって受け取るのか、又は神との交わりに導き 入れる希望や愛と共に信仰によって受け取るのか

罪びとはキリストにおける神の救いの行為を信じる信仰によって義とされる。この救いは洗礼において聖
霊によってキリスト教的いのち全体の基礎として与えられる。義とする信仰によって神の約束に信頼を置
くが、この信仰は希望と愛を含む。信仰は愛において行動的になるので実践がないままにとどまらない。
信仰に先行したり、後からともなったものは義認の根拠とはならない。

ルーテルは信仰においてのみ神が罪びとを義とし、神は創造的なみ言葉によって信仰をもたらす新しい
創造として信仰を作り出すとし、この新しい創造は人の全次元に影響し、希望と愛におけるいのちへと

導くとする。「信仰のみによって義とされる」というのは、それなしに信仰が存在しえないし信仰が基礎となっているのちの刷新とは区別されることをあらわすが、義認と刷新は信仰において現臨しているキリストにおいて結び付けられており分離できないのである。

カトリックは信仰は義認の根本であり、人はみ言葉を聞き信じる者として洗礼を通して義とする恵みによって罪の赦しと義化である罪びとの義認を受ける。義認において義人はキリストから神鋼と希望と愛を受け取りキリストとの交わりに加えられるがその義とする恵みによるのちの信仰と希望と愛における刷新は間の恵みに依拠して、人は神に誇る貢献を行うことはできない。

義認といのちの刷新、すなわち神の前での義と、人間の再生についての関係が問われている。トリエント公会議第6総会第7章「義化についての教令：罪びとの義化、またその原因」の項で、人は義認においてイエス・キリストによる罪の赦しを与えられ、キリストの肢体に組み入れられ、同時に信仰、希望、愛を注入される」とある。カトリック側は人間の再生、刷新が義認に貢献することはないとは言え、義認の恵みを通して恵みに応答する人が信仰、希望、愛において刷新されることは神の創造の力の告白であることを強調する。ルーテル側は義認と聖化、信仰と行いは分離することはないが、明確な区別を保持し、信仰はみ言葉と sacramentにおいて無条件に神の約束に信頼することで義認に十分であり、人間の再生は義認への貢献がないことを主張する。

④義とされた者が罪人であること(28-30項):「欲望」はそれに妥協しなかったとしてもそれ自体が罪人であることなのか

洗礼において聖霊は人をキリストに結び付け、義とし、その人を真に新しくするが、全生涯を通して神の恵みに頼り続ける。人は常に罪の力にさらされ、古い人は自己中心的欲望による神との対抗の戦いから逃げることができない。繰り返し回心と悔い改めへと召され、繰り返し赦しを与えられる。

ルーテルは、「義人にして同時に罪びと(simul iustus et peccator)」と理解する。信仰者は完全に義であるが、自分が全くの罪びとであると律法を通して同時に認識する。にもかかわらず人を奴隷とする罪の力はキリストの功績によって粉碎されていてキリスト者を支配する罪(peccatum regnans)ではない。罪がキリストに支配されていて、このキリストと信仰によって結び付けられている。地上では罪にもかかわらず、洗礼によって新しく生まれたものは日毎に洗礼に立ち返ることで罪を赦される。「義人にして同時に罪びと」というとき、罪にもかかわらず神から切り離されておらず、罪は支配されている罪(peccatum regnatum)である。

カトリックは、洗礼においてイエス・キリストの恵みが実際に罪や断罪にあたいするすべてのものを除き去ると理解する。人の中に罪に迫り神に反抗する傾向が存在し続け、それは客観的に言って神に対する反抗であり、また生涯戦い続けるべきものだが、それは義とされたものを神から切り離すものではないし永遠の死をもたらすものではないので、本来の意味では罪とみなさない。しかし自ら神から離れたときは戒めの遵守に立ち戻るだけでなく和解の sacrament でキリストの赦免の言葉を通して赦しと平和を受けなければならない。

義とされた者の救いの現実を限定することなく罪のある状態を説明するか。ルーテル側は「義人にして同時に罪びと」であることを軸に「支配された罪」を使って表現。カトリック側は情欲が罪としての性質を持たないと説明して救いの現実の確実性を確保するが、これが「神に対立するもの」と性質付けをしたので意見の接近となっている。

⑤律法と福音(31-33 項):神の律法は罪人を責めて悔い改めを促すだけのためにあるのか、それと共に人の守ることのできる、また守らなければならない生活のルールを与えるものなのか

律法の行いに依らう福音への信仰において義とされる。キリストは律法を成就し、死と復活により救いの道としての律法を克服した。神の掟は義とされたものにとって有効性を持ち続ける。キリストはその言葉と生活によって義とされたものにとっての行動の基準である神の意志を表現した。

ルーテルは律法と福音のただしい順序が義認の理解に本質的であるとする。人は罪人であるので律法の告発のもとに立つが、福音への信仰においてキリストにおける神のあわれみへと完全に立ち戻る事ができる。

カトリックは、救いの道としての律法は福音に成就され克服された。義とされた者は神の掟を守るべきだが、それはイエス・キリストを通しての永遠の命の恵みの約束を否定しない。

十戒がキリスト教徒にも有効であることは当然のことである。トリエント公会議の規定 20 条「義化され、ある程度完全な者は神の掟と教会の掟を守る必要はなく、掟を守らなくても福音が永遠の命の絶対的な約束であると信じればそれで充分であると主張する者は排斥される」は、神の掟を守ることが義務であることの確認ならばルーテル側も同意するが、掟を守ることでのみ信仰が救いの効力を持つとの主張であれば排斥されている立場がルーテルの立場である。

⑥救いの確かさ(34-36 項):信仰には最終的な救いを獲得することの保証が含まれているのか

自らは弱く信仰的にも脅威に囲まれているが、キリストの死と復活の故にみ言葉と sacrament における神の恵みの実効的な約束に頼りつつ神の憐れみと約束に信頼することができ、このようにして恵みを確信することができる。

ルーテルは、試練のさなかにあっても信仰者は自分自身ではなくキリストのみに注目し信頼すべきであるとする。神の約束への信頼のうちに自らの救いを確信するのである。

カトリックは、信仰をキリストの約束と言う客観的事実に基礎づけ、キリストの赦しの言葉のみに信頼することをルーテルと共有する。第 2 ヴァチカン公会議は信仰を持つということは神に自分を全面的にゆだねることであり、神が罪と死の暗闇から解放し永遠のいのちへと目覚めさせる方であると述べる。すべての人は自らの弱さと無力さに目を向けて救いを心配することもありうるが、なお神の憐れみとキリストの功績を疑わず神が自分を救おうとされていることを確信することができる。

神の約束とキリストの死と復活の力が信頼でき、唯一的十分性を持つが、人は弱い。キリストのみを見る信仰の確実性(*certitudo*)と人間に基づく赦しの地上的保証(*securitas*)の問題であるが、トリエント公会議では罪は自分の功績なしにキリストの故に与えられる神のあわれみのみによって無償で赦されるとし、この神のあわれみ、キリストの功績、sacrament の力を疑って自分に目を向けたとき疑いと不確かさが起こるとする。ルーテルは単に不安を忍ぶだけではなく、むしろ不確実な個人的で主観的な体験から離れて「あなたが地上で解くことは天上でも解かれる(マタイ 16:19)」に基づいて「外から(*extra nos*)」来る神の赦しの約束の言葉の客観的価値を人格的に強く信頼することを勧めた。

⑦義とされたものが行うよい行い(37-39 項): 天的な報酬は私たちの功德となるのか、私たちにはふさわしくないのに与えられる神からの賜物なのか

よい行いは義認に由来し、義認の実である。義とされたものがキリストにあつて与えられた恵みによって生きるときよい実をもたらす。生涯にわたり罪と戦うキリスト者は、同時に義認の実としてのよい行いをする義務を負うのでイエスも使徒たちも愛の行いを勧める。

カトリックは、恵みと聖霊の働きによって満たされたよい行いは恵みの内に成長することに貢献するとする。その結果神から与えられる義が保たれ、キリストとの交わりが深められる。よい行いが功績であるというとき、天における報いが約束されているということで、義認そのものが功績なしに恵みの賜物として与えられることに異議を唱えてはいない。

ルーテルは、神による受容としての義とキリストの義への参与としての義が常に完全であり、キリスト者の生活においてその効果は成長しうるとする。よい行いは義認の実であり、人間の功績とはみなさないが、永遠のいのちは信仰者に対する神の約束の成就と言う意味において与えられた報いであるとも理解する。

よい行いは恵みの贈与でありつつ、人間の責任でもあることが焦点であるが、カトリック側は「功績」の教えは誤解を招くのでむしろ「報い」と考えて、恵みにおける成長に対する貢献、神から与えられた義の持続、キリストとの交わりの深まりと理解することで克服する。ルーテル側は、義認は人間に働き続け、義とされた者は恵みの内に生きて恵みの保持、恵みにおける成長に責任を持つことも強調するが、義認は完全でキリスト者の行いは実でありしるしであることを損なうことを許さない。

このあと、5. 到達された合意の意義と射程(40-44 項)で 18-39 項にある義認の理解の合意と、残る相違は用語、表現、強調点の違いに過ぎず受容できるものであることが述べられている。さらに、義認の教理に関する共同宣言に至るまでの審議された資料が整理されて紹介され、「公式共同声明」が。さらに、義認の教理に関する共同宣言の合意をより明確にする「公式共同声明への付属文書」が続く。

A では、22 項の義認はカトリック側もルーテル側も共に、罪の赦しであるとともに義化でもある、と理解していること、また 29-30 項の「義人にして同時に罪人である」ことはアプローチは違うものの両者とも義とされた者が罪の奴隷から解放されているながら依然として罪の力による危険があるととらえていることを述べる。

B では、欲望(*concupiscentia*) がカトリック側とルーテル側では違う意味で使われていること、ルーテル側では欲望は罪であり、カトリック側では洗礼後に残る罪を由来とし罪へといざなう傾向とすることが述べられる。どちらも神の原初の計画に対応しない古い人の自己追求、神への信頼と愛の欠如である。受洗者は現実に救いにあずかっているが罪の力によって危険にさらされ、生涯にわたる闘いを免れることはない。

C は、15, 16, 25 項の恵みのみによる義認が、カトリックでは信仰の始まりも信仰が続く限りにおいても恵みのみが信仰を作り出すとする。ルーテルも聖霊がみ言葉と sacrament を通して私たちの内に生まれかわりと刷新の働きを始めるや否や、我々が聖霊の力によって協力すると SD2.65 で述べている。

D は、27 項の信仰、希望、愛における神と義とされた者の交わりは神の救済創出的働きから受け取られること、さらにルーテルの言う義とされたものが恵みの内に生きるとは、義認の根拠や原因ではなく(25

項)、再び罪を犯すことによって召しから落ちないように召しを確かなものにするためであり(AC20、SD4)、カトリック側もルーテル側も 38 と 39 項の恵みの保持について共通の理解をもっているとする。

E は、私たちが義認によって永遠のいのちを含む神との交わりにもたらされることについて、私たちの人生のただしくないことは永遠のいのちに入ることではないことを確認したうえで、SD4:38 にある信仰者が内に働く聖霊による善い行いによってこの生でも来るべき生でも「報い」が約束されていることを引用し、報いは神の恵みの報いであって私たちが権利を有していないことを示す。

義認の教理がキリスト教信仰の試金石、基準であることを再確認する(18 項)。また、カトリック側もルーテル側も、教会における権威の理解の相違があることを認めつつ、互いを同等の権威を持つパートナーとして対話を進めてきたこと、互いの教理決定の過程を尊重することが述べられて、「付属文書」が閉じられている。

「義認の教理に関する共同宣言(1999 年)」の意義

ここで「義認の教理に関する共同宣言」に期待されている役割を考えてみよう。エキュメニカルな立場に立つルーテル教会の側からは、これまで実現不可能に近いと思われた調印ができたことで今後の対話の在り方に多くの希望を見ているようだ。

まず、本書がカトリックとルーテルがそれぞれの主張の並列から入らないで共に出発点として与えられている聖書のみ言葉に聞くことを基礎に協議がはじまったことの意義は深い。

また、細部までの一致ではないが、義認、信仰、信仰者の生について、「われわれは、われわれの側のいかなる功績によってでもなく、恵みによってのみ、キリストの救いのみわざへの信仰において、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊がわれわれの心を新たにし、それによってよい行いへとわれわれに力を与え、召しだす(15 項)」や「信仰とは聖霊を通して与えられる神の賜物そのものである。聖霊は、信仰者の共同体の中でみ言葉と sacrament を通して働き、同時に信じる者を、永遠のいのちの中で神が完成してくださる、いのちのあの刷新へと導く方である(16 項)」にみられるような共同宣言が形成されたことも意義深い。

そして 18 項にあるように義認の教理に教会が立ちもし倒れもする最重要の位置づけを与えるルーテルの立場が、教会のすべての教えと実践の要のひとつであると確認されたことも大きな進歩である。

7 項目にわたって共通理解と、細かい違いが明瞭にまとめられていることは緻密で誠実なこれまでの対話や議論の成果が具体的に記されていることは意義のあることである。

先に述べた 18 項をもとに、義認の教理に関する対話がベースとなることで、神のことばと教理の関係、教会論、教会の権威、権威の一致、職制、sacrament、義認と社会倫理の関係に関する対話的議論が、分散的ではなく共通の土台の上になされることは今後期待される対話の進め方において大きな意義を見る。

ローマ・カトリック教会側のひとつの評価

では、ローマ・カトリック教会側からは、どのような評価があるのだろうか。フォルダム大学のアヴェリー・デュールス枢機卿は少し批判的に見ている。³

「義認に関する共同宣言」の中心を第 15 項として、その中でも「われわれは共にこう告白する。われわれは、われわれの側のいかなる功績によってでもなく、恵みによってのみ、キリストの救いのみわざへの信仰において、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊がわれわれの心を新たにし、それによってよい行いへとわれわれに力を与え、召しだす。」という合意文が意義深いとする。この文章は「アウグスブルク信仰告白」にも「トリエント公会議の義認の条項」にも調和するが、これまでの両者の相互批判についてバランスよく取り上げて、両者ともに満足し賛同できるように計算された文章である。ルーテル教会はカトリック教会のトリエント公会議の議論が、義認を人の達成事項と考え、信仰による神の賜物であるとは考えていないことを批判してきた。また、カトリック教会はルーテル教会に対して、義認を内的刷新とよきわざとの関係なく語ることを批判してきた。上記の文章は、信仰と行い、神による受容と聖霊の賜物の両方をのべており、デュールスにとってはこれではこれまでの論争の決着とはなっていないと考えている。

4つの問題

デュールスはカトリック教会の「義認の教理に関する共同宣言」への公式の応答を 1998 年 6 月に発表したことを紹介する。その中でルーテル世界連盟が真にルーテル教会全体を代表して調印する権威があったのか、「共同宣言」で触れられていなかったたとえば悔い改めの礼典などについてはなぜ取り上げなかったのか、またルーテル教会の言うように義認の教理は本当に中心的で最高位の教理なのか、三位一体論、受肉論、教会論や礼典論などの信仰の基準の中に統合されていくべき教理ではないのか、そして、「共同宣言」で述べられているルーテル教会の立場、特に①、②、④、⑦項に関しては、ほんとうにトリエント公会議の立場から見て断罪をまぬかれるものであるのか、という応答であったという。

①については、トリエント公会議の条項では、人が自分の義認に協力せず、純粹に受け身で義認を受け取るとするものをアナセマとする、とある。19、24、21 項は、人は前もっての信仰の働きや愛によって自分の義認に貢献するとするトリエントの立場に反対するのではないか。

②については、ルーテルは義認を聖化と区別して義認が先行すると言い、また義認はキリストの義の帰負(imputatio)というが、それは義認と聖化は同じコインの裏表であり神の賜物による内的な再生は私たちの応答に先行し、また独立したものではないというトリエントの主張と違っているのではないか。トリエントの言うように私たちは内的再生によって義とされるのではないのか、ルーテルの言うように私たちの罪を帰負せず、キリストの「異なる義(alien righteousness)」を帰負するのが私たちの義なのか。この「異なる義」はトリエント公会議で断罪したのではなかったか。

④については、トリエントの言うのは義認は効果的に私たちを義としており、それはルーテルの言うようにキリストの義が帰負されているだけというのではないとする。トリエントは欲望(concupiscence)、すなわち墮落した私たち人間の性質を悩ませる無秩序な欲求や霊的弱さは罪ではなく、義認が罪と呼ばれるも

³ Avery Dulles, "Two languages of Salvation: The Lutheran-Catholic Joint Declaration," *First Things*, 98 Dec 1999, p 25-30

のを除去したという教えである。これに反対して欲望を罪とし、洗礼によっては除かれず、人は罪人であるとされるルーテルの教えはアナセマではないのか。

⑦については、義認に先立つものは義認に貢献することはない、という共同宣言はただししい。義認はひとえにかみの無代価の賜物である。しかしルーテルは、人が義とされた後に恵みや永遠のいのちの報酬を増やすことができるとするトリエントに賛同しない。トリエントの立場では、義認は人を本当の意味で功德を積めるようにする。私たちが功德を積むことができること自体が神の賜物であり、永遠のいのちは賜物であると言える。

デュールスはこれらに加えて、③も合意に達していないとする。ルーテルは信仰はキリストを信じるものがキリストの功德を衣のように着せていただくための道具のようなものであり、内的な再生については再生が常に不完全なものであるし再生は義認を前提とする。

なぜ調印をしたか

これくらいカトリック教会内では批判の多かった文書に、調印がなされたのであった。デュールスはしかし、ローマ・カトリック教会がこれだけの反対を持ちながらも調印したのは、ヨハネ・パウロ2世が語ったように同じものを別の視点から見たり経験したりするときに生じる排他的な気持があるからと言って互いに対立したものとみてはならない、という信念によるのであろう、と推察する。

カトリックはトリエントで表現されたようにスコラ主義的な特徴があり、ルーテルはもっと実存的、人格的、関係的な特徴がある。義をうけとるのは全面的に受動的なことである、これらの思考パターンの相違が教理の相違に反映していると考えられないだろうか。信仰のみによって義とされる、義認はキリストの義の帰負である、義とされたものも罪びとであり続ける、欲望は罪であり、律法は私たちを責め続ける、永遠のいのちは功德になるのではない、などすべてがルーテルにとっては妥協できない点なのであろう。カトリック教会の文学や霊性の分野などではこれらのことに強い共鳴をしているのだ。これから、ローマ・カトリック教会とルーテル教会は両者とも同じ福音についてそれぞれただししいことをそれぞれの表現で語り、それゆえ受け入れ合うことができるようにならねばならない、とデュールスは訴えるのである。

保守的ルーテル教会の応答

ローマ・カトリック教会はたしかに「共同宣言」に公式に調印はしているのだが、それでもその背後にはエキュメニカルな方向へ向かうことへの、痛みとリスクを伴った大きな思いが見える。

ルーテル世界連盟に入っていないルーテル教会の中で規模の最も大きいミズリー派ルーテル教会 (Lutheran Church Missouri Synod) に属するコンコーディア神学校の組織神学部門の教授会が「義認に関する共同宣言」への応答論文を出している。⁴

1996年6月版の草稿には18項が「義認の教理を他のすべての教理にとって基準とする」となっていたのに、ラッツィンガー枢機卿がキャンディ枢機卿を訂正して「義認の教理を他のすべての教理にとってひとつの基準とする」としてしまったことが残念なこととして述べられている。ラッツィンガー枢機卿は後に法皇ベネディクト16世となった。

⁴ David P. Scaer, "Joint Lutheran/Roman Catholic Declaration on Justification: A Response," *Concordia Theological Quarterly*, 62 no 2 Apr 1998, p 83-106

第1に、義認が法廷的か、変容的かという課題を取り扱う。ルーテル教会にとって義認はまずもって法廷的で、キリストのゆえに、またキリストにあって罪びとが神によって義と宣告されることを意味する。しかしながら、ローマ・カトリック教会にとって義認は信者の内的変容であり、ルーテルでは聖化の分野に位置づけられるような過程、プロセスとして受け取られる。

ここでは「恵み」はほとんど何かの物体のように扱われ *gratia infusa*、魂に洗礼のときに注ぎ込まれる。ルーテルでは恵みはローマ4:4や11:6のように神の好意(*favor Dei*)であり、神が罪びとを受け入れてくださるという恵み深い義とする御心のことを指す。アウグスブルク信仰告白の弁証4条72項では、信仰によって義となることはただ罪の赦しを受け取るという意味であることが述べられている。また、根本宣言3条48項では神が罪びとを義と宣告することと再生や聖化ということを区別しない見方を拒否している。

恵みのみ

義認は恵みによるか、律法の行いによるか、どちらかである。ローマ・カトリック教会では恵みが注ぎ込まれて霊的な力となり神を愛すること、救いに功德を積むことができるようになると言われる。

義認論の位置

ルーテルにとって義認論はその特徴ともいえる。これがなければルーテル教会のある意味がなくなり、このためにルーテル教会が存在するともいえる。義認論が揺らぐと他のすべての教理が揺らぎ、他の教理がゆらぐと義認論もゆらぐ。義認論の中核性は、AC20:8、APIV:2、12:3,10,SAII/I、大教理信条33、54、55、SD3:6、5:1。

原罪

ルーテルは原罪はほんとうの罪で幼児の洗礼のあとに残る。ローマ・カトリックでは洗礼によって原罪は消え、欲望は罪への傾向ではあるがまだ罪ではないとする。

義認論はキリスト論的な中核なのか

義認論は、それが実践に当てはめられるときその教理に形を与えるものであり、またどんな教理も義認論との関連で語るができなければ誤解を招くことになる。キリスト論と義認論は一枚のコインの裏表。神がキリストのうちになしとげてくださったことである贖罪の死が信者に適応されることが義認。ローマ・カトリックは神は義認で人を変容するという人間論的な見方であり、ルーテルの義認論は正反対でキリスト論的である。ルーテルとローマ・カトリックがキリスト論の議論をするのはキリスト論のためではなく義認論のためである。ローマ・カトリックの義認は恵みの注入を受けたものの過程であったが、ルーテルの義認はキリストにおける神の世界的な行為であり審判であるのが義認で、信仰のみによって受け取られる。信仰告白の中で義認論の中心性が繰り返し語られる。SAII/I、LCCred II:33。SDIII:25では、義認の要素として4つを挙げ、①神の恵み、②キリストの功德、③福音、④信仰である。①②③は世界的普遍的キリスト教、これが信仰によって個人に適応されたら人格的、個人的義認である。

法廷的義認は、キリストを義としていただく。このいただくときに信仰を通していただく、その故にこの信仰がその人を義とし、信仰によって義とされる。変容的義認論であるとその人の中に恵みが注ぎ込まれ、その人が神との交わりにおいて成長しつつよいわざの実を实らせ、その実はまたその人の徳となる。

協定のような「共同宣言」

ロバート・プロイスは「義認とローマ」の中で、「共同宣言」のたぐいの文書について、協定のようなものであるとする。どちらも自分の定義や意味を捨てようとせず、ローマ・カトリック教会もルーテル教会も言葉や意味や定義をめぐるもう戦わないことを取り決めるが、それぞれは自分の意味付けを捨てないで持っている。⁵

トリエント公会議に対するマルティン・ケムニッツの応答

ルーテル教会のスーパーインテンドントであったマルティン・ケムニッツは、ルターの没後完結したトリエント公会議の全協議事項について、その要約と応答を書いている。大部のものであるが英語訳が出ている。⁶

その第1巻第8章に義認論の検討がなされている。用語や教父、聖書の言葉の検討のあとトリエント公会議とそのあとになされた議論を、結論だけではなくその道筋を追って要約し、さらにそのひとつひとつに聖書のみに関わるといふルーテル教会の方法論を用いていねいな検討を書き表している。

結論から言うと、義認の教理の中心軸となる質問は”クリノメノン、”すなわち神が罪びとを恵みの中に入れてくださるのは何によってなのか、ということで、神のさばきにたいして何がなされたのか、ということで、ここから律法や恵みや自由意志や選びや善行、そして信仰や礼典、職制などさまざまなことがバランスよく議論される。

そしてトリエント公会議の義認論についての結論を2点にまとめる。

①罪びとの義認が罪の赦しのみであることを否定する。人が神の前にキリストの義をもって義とされる、とか、人はキリストの義を帰負されることによるのみ義とされる、または、人は罪の赦しのみを通して恵みによってキリストの故に罪が赦されるなどと言う者に対して数知れないアナセマを出している。

②罪びとが神の前に義とされることは罪の赦しだけではなく内的人の成果をも含むとしている。神が私たちに与えて下さる義は私たちの義認の形式的原因で、その義によって私たちは霊が新たにされ、私たちの内に義を受けて、こころの内に受け継いだ愛によって、聖霊が私たちの内にキリストの苦しみの功績を通して働いてくださるのである。

これらのことを受けて、ケムニッツはなぜそのような教えをするようになったのかを解明しつつ、聖書の教えによって反論していく。

このような緻密な議論を用いて、熱い心、冷たい頭、鍛えられた手腕をもって落ち着いた議論を進める中に、成熟したみ言葉の神学を見る。

⁵ Robert Preus, "Justification and Rome," Concordia Academic Press, 1997, pp103-104.

⁶ Martin Chemnitz, "Examination of the Council of Trent," Concordia Publishing House, 1971.

近年の前進：「対決から交わりへ」

ペッシェとペーターズ

「義認に関する共同宣言」やこのあと紹介する「対決から交わりへ」など、エキュメニカルな議論の成果が世に問われてきたが、その基礎になるような研究が1981年のオットー・ペッシェとペーターズの間でなされた。宗教改革の神学をめぐる対話として、ルターの主張はトマス・アキナスの主張と矛盾することはないという研究成果をあげている。文脈の違うところで発生し発展したふたつの教えの体系を、それぞれ深いところで心をやみとり、ことばづかいにまどわされないように思想を翻訳することで互に通じ合えることを探り当てるような研究方法である。ひとつの方向性として興味深い。

エキュメニカルな意向のもとにカトリック教会のペッシェとルーテル教会のペーターズという二人の著者による共同研究として、義認論の包括的な入門書"Einfuehrung in die Lehre von Gnade und Rechtfertigung"が1981年に出版された。⁷

ドミニコ会に属するハンブルク大学のオットー・ペッシェ教授は、恵みと義認をめぐる神学を初代教会から中世までを110ページ余りで概論し、中世のスコラ初期への言及のあとにフランシスコ会とドミニコ科の神学的伝統に触れ、スコラ盛期を「古典的」恩恵論と名付けてトマスの理解を主として「神学大全」の1の2、109問から114問に基づいて解釈してトマスの用語や表現よりその意味されていたことへの翻訳の可能性を示唆して40ページにわたって論じている。一方スコラ後期についてはわずか10ページにとどまり「移行と疎外」というタイトルで述べ、15世紀のオッカミズムはトマスから逸脱して歪曲し、この中で神学的形成を遂げたいうでこれを批判、攻撃するようになったとされている。ここにペッシェの基本的理解が見えており、トマスとルターは基本的に対話可能であって、ルターも、トマスをオッカミズムの流れで理解し攻撃するという誤解をおかし、当時のローマ・カトリック教会の神学者たちはルターに耳を傾ける余裕をもっていなかったため一方的に誤解し、断罪したと考える。ペッシェはこの理解によってアウグスティヌスからルターへの線上にトマスをただしく位置付けることができたと考えている。ハイコ・オーバーマンらのスコラ後期の積極的、批判的研究は無視していると思われる。⁸

百瀬文晃は、エキュメニカルな対話に興味を持つカトリックの者としてペッシェのトマス理解に共感を持つと語る。人間の「本性」について、宗教改革の神学によって批判されてきたトマスの考えも、ただしく理解すると批判が的を得ていないことが明白である。すなわち、神は人間の本性を神に向かうという目標に向けてつくられたが、この本性は自らの規定を知りえず、自らこれを実現できないので、神が人の本性を越える仕方で目標であろうとされ、人の本性にこの目標に向かう力を与えるのは神の恵みである、とトマスは考えた。それで、初期には人間は神の「助け」によって本性の力を通して恵みを準備することができると言いながら、後期には「神学大全」においてこの「助け」も「恵み」と呼ぶことになり、人間の本性自体が創造の初めから神の恵みに担われているものと考えた。「神学大全」第3巻に初めて前面に出されるが、人間の本性の構造がキリストにおける救いのわざを根拠にして考えられていることがわかる。更に、「神学大全」I-IIq109で恵みの絶対的な必要を論じるトマスは、恵み無しには人間は不完全であり、かつ失われたものであって恵み無しには救いのために意味あることを何一つなしえないとする。アダム

⁷ Otto H. Pesch, Albrecht Peters, "Einfuehrung in die Lehre von Gnade und Rechtfertigung," Darmstadt, 1981, 412+ LVIII.

⁸ 徳善義和『義認論の包括的な入門』「ルター研究第1巻」、日本ルーテル神学大学ルター研究所編、聖文舎1985年、pp198-199。

の罪によって傷ついた本性には、創造されたときに持っていた十全的な本性による自然的善の達成能力はなく、まず癒しを必要とする。罪の隷属状態にある人間は義とされるために何もしないと考え、恵みを絶対的に必要とすると強調するトマスは、ルターと宗教改革の神学の攻撃対象には本来なりえないのではないかとペッシェは論じるのである。⁹

義認(justificatio)についてトマスは「神学大全」I-IIq113 で取り上げ、義認を罪の赦し(remissio peccatorum)とする説明から始める。上述した墮罪による人間本性の傷は罪の赦しによる神とのただしい関係(義)にもたらされるべきで、これは恵みなしにはあり得ない。ここで恵みによって動かされた、恵みを受けるための準備としての人間の自由意志の行為が必要となると論じられる。義認の過程は、恵みの注入、神への帰還、罪からの離脱、そして罪の赦しとなると考えられている。この「神への帰還」は神が恵みによって人間の自由の中にもたらした行為であり、これが信仰と呼ばれる。このように信仰による罪びとの義認は恵みの働きの結果(effectus gratiae operantis)であり、無からの創造にまさる神の偉大なわざである。人間側からなされた貢献ではなく、贈られた自由によって人が自由に神への献身と罪からの離脱行為をなすことが神によってもたらされた義認の実現の姿である。

トマスは義認に続いて「神学大全」I-IIq114 で善行の報いに関する教えを展開する。報いは人間が主張できる権利ではなく、共に働く恵みの結果もたらされるものである、とされる。神の永遠の愛が人間に自らを与え、その全き交わりに向けて人間の行為を担う、という神の行為と人間の自由の関係を前提にして、報いとはこの恵みが永遠の交わりに向けて駆り立てる働きの確かさである。¹⁰

「対決から交わりへ」

さて、このような取り組みの先に見えてきたのは、双方の研究者グループによって重要な教理について体系的な検討がなされ、互いの共通の土台をさがして特定し、今後の議論を課題とするところを明記するような方法論へとかわっていく。「義認に関する共同宣言」を受け、評価と反省を生かしつつ、2013年に教会一致に関するルーテル＝ローマ・カトリック委員会は「対決から交わりへ」という小冊子とワークブックを出版した。¹¹ この書は第1章でエキュメニカルな時代に宗教改革を記念していわうことの意味を考える書として書かかれていると述べられる。時代はエキュメニカルであること、グローバリゼーションの時代で南北、東西を越えた全キリスト者の視点をもつこと、多くの宗教的運動や問題があり世俗主義の進む中で教会が一致して伝道のために手をつなぐ時代であることが述べられている。第二章でこれまでの歴史を振り返り、新しいルター研究を見る。第3章で宗教改革の歴史とカトリック教会の応答を概観し、第4章で神学的対話のための基本的な話題の要約が記されている。ルターが中世からの遺産を受け継ぎつつ、修道院や神秘主義の中で育てられ、義認論や聖餐論、職制や聖書論などにどのような神学的立場をもっていたかが述べられています。第5章では洗礼が一致と共同のお祝いの基礎であることが述べられ、第6章ではエキュメニカルインペラティブスという章が割かれている。エキュメニカルな心と方法論を用いて、教会間の対話を円滑に行う工夫である。以下、その5つのエキュメニカルインペラティブを学ぼう。

⁹ 百瀬文晃、『今日のエキュメニカルな対話における「義認」』、「ルター研究」第1巻、p188-189.

¹⁰ 百瀬文晃、前掲書、p190.

¹¹ Lutehran-Roman Catholic Commsiion on Unity, "From Conflict to Communion: Lutheran-Catholic Common Commemoration of the Reformation in 2017," Evangelische Verlagsansalt, Leipzig 2013.

洗礼を受けたものとしてすでに互いをクリスチャンとして認めているのであるから、5つのエキュメニカルインペラティブを用いて心からの対話を続けるようにと励ましている。

第1は、カトリックとルーテルは一致と言う視点からすべてのものを見るようにし、違いが目立つときも共通のものを見るようにしなさい。

第2は、カトリックもルーテルも、互いに信仰の証しとなる出会いによって自らが継続的に変容するようしなさい。

第3に、カトリックとルーテル派、見える一致に向かうように心がけなさい。

第4に、カトリックとルーテルはため自分たちの時代にあったイエスキリストの福音の力を共に再発見するようしなさい。

第5に、カトリックとルーテルは神のあわれみを世に伝え、それをもって世で人に仕えることに共に取り組みなさい。

このようにエキュメニカルな立場から宗教改革を祝うのには、時代性を重視しつつ、古い時代の教義の違いがまだ教会を分断していることは一般の人々から理解されるだろうか、という観点の考え方である。第3世界の教会は、そもそも宗教改革の直接的影響を持たず、分断の意味が理解できない。欧米では教会人口が激減の一途をたどり、クリスチャンたちは自分の教理的背景を知らず、意識せず生活をしている。これからは、これまでの対立を克服できないことと考えず、一致へ向けてのかじ取りをしながら進むべきである、という主張である。

考察

500周年の歩みをふりかえるとき、西方のローマ・カトリック教会を分断した宗教改革の影響の大きさに目をうばわれる。社会的、文化的、政治的、経済的、教會的、そして軍事的な面の変革を数え上げるだけでも多くの時間を要するだろう。宗教改革はヨーロッパ社会、キリスト教世界の在り方を変えた大きな運動であった。

その影響には分断というものがあつた。しかしその原因は教理的なこと、義認の教理であつた。この点が深く議論されることで、ルターは一般の民衆に聖書の神の恵みあふれるキリストによる罪の赦しが与えられることになる、信仰によって受け止められることになるを願つた。しかし、争いとなり、人びとは陣営にわかれてたたかい、多くの犠牲者が出た。

私たちは教理の違いによってこのような大きな戦いに人々を巻き込んでいくようなことがあつてはならないであろう。この点では、宗教改革を一方の立場の勝利の祝いとすることはよくない。

だからといってそこまでの犠牲を払うことになっても貫く必要のあつた義認の教理については、相対的な理解でよいのではない。エキュメニカルの立場であつても、他の立場であつても、違う教理的立場のお互いが、みずからの教えに確信を持ちながら、相互理解に努めることはいつの時代にも重要である。

このとき、さきに外面的一致を求めていくことでよいのであろうか。また、教理的なすり合わせをするということがあつてよいのであろうか。教理は、すべての教理が統合されてひとつの体系になっており、一部の

教えをすり合わせることで全体の統一が失われる。そこから礼拝や信仰生活の在り方がバランスを失ったものになる。

擦り合わせることなく、互いの立場を理解し、自分の立場を相手の文脈に翻訳して語り合うことが求められるのではないだろうか。

教理と生活がひとつであることを重視することで、教理本位の勝負ではなく、生活本位の妥協でもない、信仰者の在り方を学ぶときとならないだろうか。

500周年の今、世界の歴史を揺り動かしてきた宗教改革の理解を深める中で、教えと信仰の在り方を考え実践する姿勢を持つてはどうか。同意の形成ではなく、相互認知と相互受容の形成をめざすということである。

ルーテルとカトリックと言うだけではなく、他の超教派の諸教会、諸団体の教理を理解し、その生活と直結した在り方を吟味するときとしたい。

義認論において、教会の中心的な教理であることの確認。義認論と聖化論の違い。福音が何なのか、再発見について。この点を軸に私たちも他の神学的諸項目について検討を進める必要がある。特に、ルーテルの立場を受け継いで聖書のみをかかげるプロテスタント諸派においては、聖書のみとそれを掲げそこから他の教理的立場を排斥する信仰告白者としての立場を確固として持つことが必要ではないか。個人主義的なものではなく、ひとつの教会として聖書から受けとめまた共に告白する信仰告白は、相対的なものであってはならない。